

高年齢雇用継続給付金の申請に必要な書類

受給資格確認手続・初回支給申請手続

- 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書
- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付
支給申請書
- 賃金台帳
支給申請書と賃金証明書の記載内容が確認できるもの
- 出勤簿またはタイムカード
- 運転免許証または住民票の写し
被保険者の年齢が確認できる書類
※ あらかじめマイナンバーを届け出ている者については、年齢確認書類の写しを省略できます。
- 通帳の写し
氏名及び金融機関名・口座番号が記載されているページのコピー

支給申請手続（2回目以降）

- 高年齢雇用継続給付金支給申請書
- 賃金台帳
- 出勤簿またはタイムカード